

## 品質表示基準による表示事項及び表示方法

種類	品目例	共通表示事項	個別品目表示事項例		表示方法
			個別品目	表示事項	
加工食品	野菜・果実加工品	名称、原材料名	梅干し・らっきょう漬け	原料の原産地 〔平成13年10月1日から適用〕	容器又は包装の見やすい箇所
	穀類加工品	内容量			
	めん・パン類	賞味期限（品質保持期限）、保存方法	その他の農産物漬物	原料原産地名 〔平成14年4月1日から適用〕	
	豆類の調整品	製造業者名又は輸入業者名	塩サバ	原料の原産地 〔平成14年2月1日から適用〕	
	食肉製品	特色のある原材料の使用割合（特色のある原材料使用を表示する場合）	アジ・サバの開き		
	酪農製品	輸入品にあつては原産国名	ウナギ蒲焼		
	加工魚介類	〔平成13年4月1日から適用〕	ワカメ		
	飲料、菓子類、食用油脂、調味料		かつお削り節	ふしの原産地 〔平成14年6月1日から適用〕	
	砂糖類				
	調理食品 等				

種類	品目例	共通表示事項	個別品目表示事項例		表示方法
			個別品目	表示事項	
生鮮食品	農産物	名称、原産地  内容量、販売業者名[計量法に規定する特定商品(容器又は包装に入れられた食肉類、豆類等)] 〔平成12年7月1日から適用〕	玄米及び精米	産地(輸入品にあつては原産国)、品種、産年、精米年月日、内容量 〔平成13年4月1日から適用〕	容器又は包装の見やすい箇所  消費者の見やすい箇所(立札、掲示その他消費者が認識できる方法)
	畜産物			解凍物、養殖物にあつてはその旨の表示 〔平成12年7月1日から適用〕	
遺伝子組換え食品	肉類、食用鳥卵	遺伝子組換え農産物を原材料とする場合 「大豆(遺伝子組換え)」等の義務表示  遺伝子組換え農産物が不分別の農産物を原材料とする場合 「大豆(遺伝子組換え不分別)」等の義務表示  分別生産流通管理が行なわれた非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合 「大豆(遺伝子組換えでない)」等の任意表示 〔平成13年4月1日から適用〕	水産物	解凍物、養殖物にあつてはその旨の表示 〔平成12年7月1日から適用〕	容器又は包装の見やすい箇所 農産物にあつては、消費者の見やすい箇所
	水産物				
	魚類、貝類、水産動物類、海藻類等				
以下のものについて表示を義務付け 農産物(5農産物 大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実)加工食品(24食品群)  豆腐・油揚げ類、みそ、納豆、コーンスターチ、コーンスナック菓子等					

注1：一般消費者向けのすべての加工食品（容器に入れ、又は包装されるもの）および生鮮食品が対象。

（ただし、飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて客に飲食させる場合を除く。）

## 加工食品の一括表示例

名称	こいくちしょうゆ(本醸造)
原材料名	脱脂加工大豆、大豆、小麦、食塩、アルコール
内容量	1リットル
賞味期限	01.04
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	株式会社 醤油 東京都中央区日本橋3-11

品質表示基準を守らない製造業者や販売業者等に対しては、農林水産大臣より守るべき旨の指示が行なわれます。これらの者が指示を受けたのも係わらず、その指示に従わない場合には、農林水産大臣はその旨を公表し、消費者に周知させることができます。これは社会的制裁が加えられることを期待しているものです。公表後も正当な理由がなく指示に従わない場合は、農林水産大臣はこの製造業者や販売業者に対して改善措置を命じることができます。それでもなお、従わない場合には罰則(50万円以下の罰金)が課されます。

また、農林水産消費技術センターを中心に、市販品の買い上げ調査の実施を通じて基準が守られているかどうか指導監督を行なっています。さらに必要があれば製造業者や販売業者等に対し改善指導を行なっております。

## 遺伝子組換え食品に関する表示基準

大豆(枝豆、大豆もやしを含む)、トウモロコシ、ばれいしょ、なたね及び綿実ほか、加工後も組み換えられた DNA 又はこれによって生じたたんぱく質が残存する加工食品で表 1 に掲げるものについては遺伝子組換えに関する以下のような表示をすることとなりました。

分別生産流通管理が行なわれた遺伝子組換え農産物を原料とする場合	「大豆（遺伝子組換え）」等	義務表示
遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が不分別の農産物を原材料とする場合	「大豆（遺伝子組換え不分別）」等	義務表示
分別生産流通管理が行なわれた非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合	「大豆（遺伝子組換えでない）」等	任意表示

また、高オレイン酸大豆については、その加工品を含め、「高オレイン酸遺伝子組換え」との表示が義務付けられています。（平成 13 年 10 月以降。）

食 品		対象農産物
1	豆腐・油揚げ類	大 豆
2	凍豆腐、おから及びゆば	
3	納豆	
4	豆乳類	
5	みそ	
6	大豆煮豆	
7	大豆缶詰及び大豆瓶詰	
8	きな粉	
9	大豆いり豆	
10	1～9までに掲げるものを主な原材料とする食品	
11	大豆（調理用）を主な原材料とする食品	
12	大豆粉を主な原材料とする食品	
13	大豆たん白を主な原材料とする食品	

食 品		対象農産物
14	枝豆を主な原材料とする食品	枝豆
15	大豆もやしを主な原材料とする食品	大豆もやし
16	コーンスナック菓子	とうもろこし
17	コーンスターチ	
18	ポップコーン	
19	冷凍とうもろこし	
20	とうもろこし缶・瓶詰	
21	コーンフラワーを主な原材料とする食品	
22	コーングリッツを主な原材料とする食品(コーンフレークを除く)	
23	とうもろこし(生食用)を主な原材料とする食品	
24	16～20までに掲げるものを主な原材料とする食品	
25	冷凍ばれいしょ	
26	乾燥ばれいしょ	
27	ばれいしょでん粉	
28	ポテトスナック菓子	
29	25～28までに掲げるものを主な原材料とするもの	
30	ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの	

義務表示対象品目については、新しい遺伝子組換え食品の商品化の状況や検出方法に関する新たな知見を踏まえて、毎年見直しを行なうこととしております。(表示例)

名 称	
原材料名	小麦粉、でん粉(とうもろこし(遺伝子組換え不分別))、
内 容 量	1Kg
賞味期限	年 月×日
保存方法	直射日光を避けて常温で保存
製 造 者	食品株式会社 東京都中央区日本橋 ×

## アレルギー物質を含む食品の表示について

「小麦」「そば」「卵」「乳」「落花生」を原材料として含む食品やこれらの食品に由来する添加物を含む食品は、その旨を表示する義務があります。

平成14年4月1日から、食物アレルギーを引き起こすことが明らかになった食品のうち、5品目が食品衛生法により原材料表示を義務付け、19品目が表示について奨励されることになりました。

### イ． 原材料表示が必要となる食品

以下の食品（「特定原材料等」といいます。）を含む加工食品については、その食品を原材料として含む旨を表示します。

表示が義務化された食品 （5品目）	小麦、そば、卵、乳、落花生
表示が奨励された食品 （19品目）	あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

### ロ． 対象食品

容器包装された加工食品・食品添加物が対象です。

### ハ． 具体的な表示方法

<含有量のごく微量な場合>

食物アレルギーは、人によってはなめる程度であっても発症することがあるので、含有量が微量であっても表示が必要です。

<可能性表示>

「入っているかもしれません。」「入っているおそれがあります。」などの可能性表示は、原則として認められません。

<特定原材料名以外の表記方法>

特定原材料の表示は、省令や通知で定められる名称に従って行ないます。以下のような、特定原材料を複合化した表記方法は認められません。

正しい表示	禁止される複合化表示
「穀類（小麦、大豆）」又は「小麦、大豆」	「穀類」
「牛肉、豚肉、鶏肉」	「肉類」「動物性」
「リンゴ、キウイフルーツ、もも」	「果実類」「果汁」

<特定原材料の代替表記>

特定原材料を表示するとき、「卵」を「玉子」としても、十分意味が通じます。したがって、このような代替表記が認められていますが、難しい漢字や一般消費者が理解できないような表示では無意味となってしまいます。

このため、国では「特定原材料等の表記方法の代替リスト」を示しています。

以下に代替表記の例を示します。

原材料等	代替表記等
卵	「玉子」「タマゴ」「エッグ」「厚焼玉子」等
さけ	「鮭」「サーモン」「しゃけ」「鮭フレーク」等
いか	「するめ」「イカ」等
大豆	「だいず」「ダイズ」「大豆油」等
小麦	「パン」「うどん」等

## 二．その他

食品の製造・加工に際して各営業者は卸売（仕入れ）業者から特定原材料等の含有の有無を問合わせたり、納品書にあわせて原材料に関する詳細を入手するなどして確認し、製造記録として残しておきましょう。

具体的な表示方法については、保健所に配布されている「アレルギー物質を含む食品に関する Q&A」に記載されていますので、最寄の保健所に相談してください。

また、厚生労働省がインターネットで公開していますのでご覧ください。（<http://www.mhlw.go.jp/topics/0103/tp0329-2.html>）

## 品質表示基準についてのお問い合わせ

品質表示基準などに関する疑問点、ご相談などありましたら、下記までお問い合わせください。

### < 農林水産消費技術センター >

名 称	住 所	電話番号	管轄区域（都道府県）
		FAX 番号	
小樽農林水産消費技術センター	〒047-0007 小樽市港町 5-3 小樽港湾合同庁舎	0134 - 33 - 5969 0134 - 32 - 5366	北海道
仙台農林水産消費技術センター	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎	022 - 293 - 3931 022 - 293 - 3933	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
東京農林水産消費技術センター	〒330-9731 さいたま市北袋町 1-21-2 さいたま新都心合同庁舎検査棟	048 - 600 - 2366 048 - 600 - 2372	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、沖縄
横浜農林水産消費技術センター	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045 - 201 - 7431 045 - 201 - 7438	神奈川、山梨、長野、 新潟、静岡
名古屋農林水産消費技術センター	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 1-2-2 名古屋農林総合庁舎 2 号館	052 - 232 - 2029 052 - 232 - 2089	岐阜、愛知、三重、 富山、石川、福井
神戸農林水産消費技術センター	〒651-0082 神戸市中央区小野浜町 1-4	078 - 331 - 7661 078 - 331 - 7664	滋賀、京都、兵庫、 奈良、和歌山、大阪
岡山農林水産消費技術センター	〒700-0907 岡山市下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	086 - 235 - 9350 086 - 227 - 2256	鳥取、島根、岡山、 広島、徳島、香川、 愛媛、高知
門司農林水産消費技術センター	〒801-0841 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎	093 - 321 - 2661 093 - 332 - 4963	山口、福岡、佐賀、 長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島

< 農林水産省・各地方農政局 >

名 称	住 所	電話番号	管轄区域（都道府県）
		FAX 番号	
東北農政局生産流通部企業流通課	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	022 - 263 - 1111(代) 内線 4073 022 - 217 - 4180	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
関東農政局生産流通部企業流通課	〒330-9722 さいたま市北袋町 1-21-2 さいたま新都心合同庁舎第 2 号館	048 - 600 - 0600(代) 内線 3597 048 - 601 - 0533	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、山梨、長野、静岡
北陸農政局生産流通部企業流通課	〒920-8566 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076 - 263 - 2161(代) 内線 3597 076 - 232 - 5824	富山、石川、福井、新潟
東海農政局生産流通部企業流通課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸 1-2-2	052 - 201 - 7271(代) 内線 2454 052 - 218 - 2793	愛知、岐阜、三重
近畿農政局生産流通部企業流通課	〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町	075 - 451 - 9161(代) 内線 2358 075 - 414 - 9030	滋賀、京都、兵庫、 奈良、和歌山、大阪
中国四国農政局生産流通部企業流通課	〒700-8532 岡山市下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	086 - 224 - 4511(代) 内線 2479 086 - 232 - 7225	鳥取、島根、岡山、 広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知
九州農政局生産流通部企業流通課	〒860-8527 熊本市二の丸 1-2 熊本合同庁舎	096 - 353 - 3561(代) 内線 4156 096 - 324 - 1439	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄総合事務局農林水産部農政課	〒900-8530 那覇市前島 2-21-7 カサセン沖縄ビル	098 - 866 - 0031(代) 内線 380 098 - 860 - 1395	沖縄

## < 農林水産省食品流通局品質課（食品表示対策室） >

〒100 - 8950

東京都千代田区霞ヶ関1 - 2 - 1

TEL 03 - 3502 - 8111(代) 内線 4863 - 62

FAX 03 - 3502 - 0438

## < 食品流通構造改善促進機構 >

〒107 - 0052

東京都港区赤坂1 - 9 - 13 三会堂ビル3F

TEL 03 - 3505 - 2062

FAX 03 - 3505 - 2204

## 農林水産消費技術センターについて

農林水産消費技術センターは、国（農林水産省）の検査指導機関として、JAS制度の運営が適正に図られるように、登録格付機関、承認・認定工場の指導監督のほか、JAS規格や品質表示基準に基づく表示が適正になされているかどうかの監視のため、市販品を買い上げて検査したり、製造業者や販売業者への指導や相談業務を行なっております。

## (財)食品流通構造改善促進機構について

財団法人 食品流通改善促進機構は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的として、平成3年10月に農林水産省の許可を得て設立された公益法人です。その設立とほぼ同時に「食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）」に基づき、食品流通の構造改善を民間サイドから支援する団体として、農林水産大臣の指定を受けました。食流機構（略称）と呼ばれています。